

1 『小掠儀右エ門筆初萬年帳』「由緒書」

我先祖者、人王五十五代王子惟尊親王末流にして、近江国愛智郡筒井峠ニ而、木椀々器地職相稼ギ、罷在候得共、近辺山木切尽し、則日本国中山木御免之御綸旨頂戴シ、諸国江散在致シ、木地職相稼、①先祖小掠市左衛門と申者、飛州山内ニ而相稼罷在候。其子儀兵衛、越後国大所村江罷越候而、しばらく此所ニ住居仕、②夫より同國小滝山内ニ罷越、年三ヶ年住居仕、其節出火いたし、家財焼失いたし、猶又、大所山内江罷帰り、此所ニ而又々相稼ギ、夫より信州松本領小谷郷戸土村山内八百平と申所ニ罷在候得共、木地ニ成山木切尽シ、何れニ茂散在仕、我職相稼可申と存候所、榊原様御領分之内関川宿在杉之沢村地内ニ、御新田開発有之、此处ニ罷越、則シバラく開作仕候。其節御城下高田町人々別ニ指加江られ、同寺町法花宗善行寺旦那相成り、人別宗門帳相被加申候。其後、右新田、余り岳風荒くして、作物不実、住居難成、同国同御領之内西浜川西谷大所村（是ハ当時住居致処也）山内入之平江、出職いたし、木地職相稼罷在候処、去ル天保十五年辰四月、高田町之庄屋送り状を以、当大所村百姓ニ被指加へ、依之、年々新田開発いたし、当嘉永五子歳八月、郡御奉行所同小御奉行御出役之上、御検地ニ相成申候。依之、

⑩此所ニ而、末代百姓相勤、農業手透ニ木椀拵江、為万民売弘申候。右ハ儀兵衛倅儀右衛門五拾五才之時相定リ申候。

（小掠儀右衛門『萬年帳』より冒頭の「由緒書」全文）

2 『小掠滝太郎記録書』

元来木地師は勅許院宣ノ職頭ニシテ諸国散在致シ恐ナク営業相勤ムモノナリ、ソノ由来ハ抑モ人王五十五代文徳天皇第二ノ宮惟尊親王ト申シ奉ルハ清和天皇ノ御弟ナリ。有謂洛ヲ去リ貞観元巳卯年三月五日白馬ニ乗り、小掠太政大臣実秀卿御供奉テ飛ビ給ヒテ江州愛智郡愛知川ノ上深山ナル君ヶ畑村ニ着キ給、柴ノ庵ヲ引キ結ビ御所トナシ給ヒ、山中大木ノ中ナレバ是ヲ以テ様々御工夫アリテ杣人ヲ集メ木ヲ伐ラセ山取りヲ致シ轆轤ヲ御考へ被遊則形チ巻軸ニ似タル故ニ、今ニ至ルマデ之ヲ「軸」ト号ス。夫ヨリ小掠太政大臣初メテ木地ヲ挽キ給フ、其ノ謂ニテ木地師ハ小掠ノ姓ヲ名乗ルナリ。

偕テ親王ハ八幡大菩薩ヲ深く念シ給ヒ昼夜法花経ヲ読誦シ給フ。同七乙酉年霜月八日ニ八幡ノ社ヲ建テ給ヒ、神主大岩右近ト定メ元慶三巳亥年十一月九日崩御ス。大皇大明神ト奉崇則君ヶ畑ニ御社ヲ建、神主小掠信濃ト相定メ、山木ヲ伐リ尽シ尚又木地モ相弘マリ候テ、此山ニテハ職業営ミ難ク、人皇（朱雀）六十一代承平五年是迄八百年程ナリ。此時ニ御綸旨ヲ給エリ諸国へ散在致シ、君ヶ畑小掠信濃筒井大岩右近、両社ニテ日本国中木地師取締リト相定メ国々入山致シ候者ナリ。時ニ我カ③先祖小掠幸左衛門、飛驒ノ国ニ在リ。小掠彌助モ同所ニ在リ。

寛政四壬子年両家共ニ当所へ来リ、二十年住居致シ、④文化九壬申年小谷来馬山へ行き、幸左衛門ハ文化二乙丑年死亡ス。此時二代滝右衛門ナリ、五ヶ年住居ス。⑤時ニ高田呉服屋田原儀左衛門ト申者、御城下ニ椀屋ヲ始メタリ。就テハ木地師無クテハ不都合ナリトテ、我等方ニ来リ依頼ニ付、同十四年高田関川在杉ノ沢村内笹ヶ峰へ行ク。彌助ハ当所二十四年住居シ、⑥文化二乙丑年信州北城青鬼山へ行き同十二乙亥年北小谷八百平へ来リ⑦十年ノ年期ニテ住居シ此時二代由右衛門ナリ。同人弟彌左衛門ヲ婿ニ貰ヒ是又分家ス、今ノ市太郎ノ先祖之ナリ、此ニ於テ都合三戸ト成ル。

偕テ笹ヶ峰へ参リ、右（田原）儀左衛門、願人ニテ御領主榊原式部太輔様へ⑧「御用木地挽」ト相成リ、則チ「掛札」下サレ、猶又御殿ニテ手續キ以テ、⑨御内々木地師ハ由緒有ル者ト聞キ及び其書類ヲ差出スベキ旨被仰候ニ付則チ御綸旨巻物免状等ヲ差上ゲ候所御覽ノ上、成程木地師ハ捨テ置キ難キ者ト被仰候趣キ、御内々御下智有之、誠ニ有難次第ナリ。

偕テ又永続ノ為メ、「新田開発」致スベキ様ニト仰セラル。併シナガラ、稻ハ不熟。故ニ畑ヲ開発致シ、「御高請ケ」致シ笹ヶ峰新田ヲ今ニ至ルマデ、人々御新田ト申スナリ。尚又御「サイ木」ト申シ御殿様ニテ薪山ヲ御立被遊、加治六郎兵衛様ヲ御奉行ニテ其外諸役人、私宅ヲ役所ニ定メ御出張アリ。新田世話掛リニテ、此所ニ⑩「楮」ヲ植へ紙漉ヲ致ス。

偕テマタ八百平ノ彌助一類ノ者⑪「年限」至リ候へ共近辺ニ山モナシ何国へ引越致スベキヤト心配致シ居ルヲ祖父滝右衛門気毒ニ思ヒ、八百平へ参リ申スニハ、偕々年限ニ候へバ何国へカ行クベキニ候へ共、⑫飛州ヨリ連達チ来リ、尚縁者トモ相成親シキ中ニ候へバ、今更遠方へ別ルル事モ残念ナリ。笹ヶ峰ニモ木モ不自由候へ共、⑬彌々稼難成時ハ友々に何方へ参ル共、今一度笹ヶ峰へ来リ同居スベクト、文政七甲申年笹ヶ峰へ引越ス。偕山木モ切り尽シ、新田モ高山、故ニ作物不熟ニテ永続成シ難ク、其由ヲ御上様へ御届ケ候所、領分ノ内何レナリ共山木アル場所ヲ見立、木地職致ス様ニ被仰。就テハ先年罷在リシ大所ニハ、山木モ沢山ニアル故ニ、右場所へ「出職」仕リ度由ヲ願上、御聞済ミニ相成ル。其時彌助、由右衛門死亡シ三代丈助ナリ。彌左エ門死亡二代忠右エ門ナリ。此所ニ八年住居シ天保二卯年丈助、儀右エ門、忠右エ門三軒⑭「木地挽御用札」所持シ当所へ出職致ス、今ノ丈助方ニアリ。

⑮拙家ニテモケ様ノ場所ニテ不都合ニ候へ共、抛無ク残り居リ、夫ヨリ「御サイ木山」モ相済ミ、天保八年十月彌々一同引越シ願ヒヲ致シ、当所へ来ルナリ。爰所ニ式十年住居ス、之全ク笹ヶ峰ニハ山木モ尽キ「御新田」モ永続ナシ難キ故ナリ。

同十五年四月高田ヨリ山岸七兵衛方へ「人別」送籍ニ相成リ、大所百姓トナル。此時滝右エ門死亡シ三代小椋理右エ門ナリ。

明治 29 年 4 月記ス

【資料 No. 2】

小椋滝太郎記録書（口語訳）

昔から木地師は全国どこの山で仕事をしてもしよろしいという朝廷の許しをもらっていたのである。その大もとは第 55 代文徳天皇の 2 番目の皇子これたかしんのう惟尊親王で、清和天皇の弟君である。わけがあつて都を離れて貞観元年（859）3 月 5 日に白馬に乗って、お供に小椋太政大臣実秀という役人を連れてはるばる滋賀県愛知郡愛知川の上流の君ヶ畑という村にお着きになった。そこで柴の庵を建てて御所となされた。

そこは大変な山の中で回りは大木ばかりだったのでいろいろ工夫されて、きこり樵たちを集めて樹を伐らせ、ろくろ轆轤という道具を発明した。それはお経の軸に似ていたので今でも「軸」と呼んでいる。小椋太政大臣が初めてこの轆轤で木地を挽いた。それから木地師は小椋の姓を名乗るようになった。

親王さまは八幡大菩薩を深く信仰していたので昼も夜もお経を読まれていた。貞観 7 年（865）11 月 8 日に八幡社を建立し、大岩右近という者を神主と定めた。親王さまは元慶 3 年（879）11 月 9 日にお亡くなりになった。その後村では君ヶ畑に社殿を建ておおきみ大皇大明神として祀り、小椋信濃という者を神主と定めた。

近くの山の木を伐り尽してしまい、また木地というお椀が広く使われるようになったことから、いつまでもこの山だけでは仕事をしていられないと、承平 5 年（935）に朱雀天皇から御綸旨（天皇が出す許可証）を頂いて木地師は全国各地の山々に散らばって行った。

これ以降君ヶ畑村の小椋信濃と筒井村の大岩右近の二人の神主（二つの神社）が日本国中の木地師の取り締まりをするものと定められたのである。③この時我が先祖は小椋幸左衛門といい飛騨の国（岐阜県）に居た。小椋彌助も同じところに居た。

寛政 4 年（1792）に幸左衛門、彌助の両家ともに越後（新潟県）の大所へ移住してきた。幸左衛門は大所で 20 年間仕事をして文化 2 年（1805）に亡くなり、④文化 9 年（1812）二代滝右衛門の時に信州（長野県）小谷村の来馬の山に移住し、5 年間住んだ。

このころ⑤高田呉服町の田原儀左衛門という人が城下の町で椀屋を始めようとした。ところが椀屋を開くには木地がなくては不都合だということで、私たちのところに来て仕事の依頼があった。そこで文化 14 年（1817）に高田杉野沢村の笹ヶ峰へ移住した。

一方彌助は大所に 24 年間住んで、⑥文化 2 年（1805）信州北城の青鬼山（白馬村）という所へ行き、さらに⑦文化 12 年（1815）には北小谷の八百平（小谷村）へ移って 10 年の年期で仕事をした。この時は二代目の由右衛門になっていた。同人（由右衛門）の弟彌左衛門を婿にもらって分家した。これが今の市太郎の先祖である。

さて滝右衛門は笹ヶ峰へ移住して、先の田原儀左衛門が願人となって⑧高田藩主榊原家の「御用木地挽」となり、藩主から「掛札」をいただいた。御殿で手続きの折に⑨「木地師は由緒ある者と聞いているが、その書類を差し出すように」と言いつけられた。そこで御綸旨、巻物、免状などを差し上げたところ御覧になったうえ、「なるほど木地師は捨て置き難き者なり」とおっしゃられお認めいただいた。ありがたいことであった。

さてまた殿さまから（笹ヶ峰に）永住するために「新田開発」するようと言われた。けれども稲は実らなかったで、畑を開墾して藩に登録していただいた。このため笹ヶ峰新田は今に至るまで人々から「御新田」と呼ばれている。さらにまた御「サイ木」と言ってお殿様用の薪の切り出しのための山を定められ、加治六郎兵衛様を御奉行として（その切り出しにも従事した）。そのほかにもいろいろな役人が私の家を役所と定めて出張して来られた。新田世話がかりとして⑩「楮」を植えて紙漉きの仕事もした。

さて一方の小谷村八百平で仕事をしていた彌助一族は、⑪村との約束の「年限」が来たけれども、近くには用材（栃の木）のある山がなく、どこの国へ引っ越せばよいのかと心配していた。当時笹ヶ峰にいた私の祖父滝右衛門が気の毒に思っ八平へ行ってこう話した。⑫「お前たちは年限が来たから、どこか新しい山を探して引っ越さなければならないと思うが、飛騨の国から一緒に来て、さらに親戚ともなった親しい仲だから、今さら遠くに別れてしまうのも残念だ。笹ヶ峰も木が十分あるとは言えないが、⑬いよいよ仕事ができなくなったときは共にどこかへ行くことにして、今はとりあえず笹ヶ峰へ来て一緒に住んだらいい。」

こうして文政7年（1824）彌助一族も笹ヶ峰に引っ越した。しかしやがて山の木も切り尽し、新田も高山で作物は実らず、住み続けることは困難となった。そのことをお殿様に申し上げたところ、領内のどこでも用材のあるところに移ってそこで木地職を続けるように、とおっしゃった。それで以前住んだことのある大所なら、山の木もたくさんあるのでそこへ出稼ぎのかたちで移り住みたいと申し上げ、お聞き入れくださった。その時には彌助も由右衛門もすでに亡くなり三代目の丈助であった。また彌左衛門も亡くなり二代目忠右衛門となった。結局笹ヶ峰には8年住んで天保2年（1831）に丈助、儀右衛門、忠右衛門の三軒が⑭「木地挽御用札」を持ってこの大所へ出稼ぎとして移住して来た。この御用札は今の丈助の家にある。

⑮私の家もこんな住みにくい笹ヶ峰では不都合なことであるが、仕方なく残った。やがて「御サイ木山」の仕事も終わったので、天保8年（1837）10月にいよいよ一同引越願いを出してこの大所へ来た。笹ヶ峰には20年間も住んだことになるが、結局のところ笹ヶ峰の木も切り尽し、「御新田」も長く続けることができなかったからである。

天保15年（1844）4月に高田から大所の庄屋山岸七兵衛のところへ「人別」（戸籍）を送ってもらって、正式に大所の百姓となった。この時には滝右衛門が亡くなり三代目の理右衛門となった。

明治29年4月記す

大所木地屋の移住史

蛭谷No.13
延享4年
(1747) **地図**

蛭谷No.15
宝暦13年
(1763)

蛭谷No.18
寛政5年
(1793) **地図**

明治元年

